

佐賀県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年三月十八日から平成二十三年四月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄多久線	武雄市武雄町大字富岡字西浦八二五 二番五地先から 武雄市武雄町大字富岡字永松八四六 八番一地先まで	平成二三・三・一八